

平成 27 年 3 月 31 日

公的研究費等不正防止計画

1. 目的

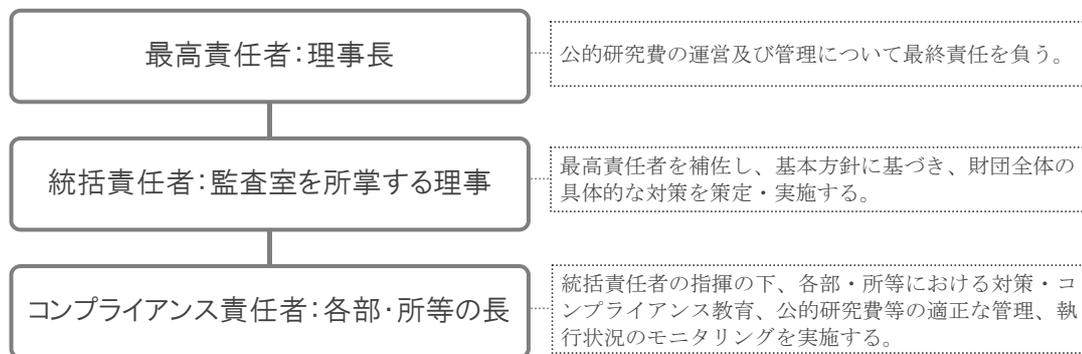
不正防止計画は、一般財団法人リモート・センシング技術センター（以下、「財団」という。）における公的研究費等の適正な運営・管理及び不正使用の未然防止を目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 不正防止計画は、財団において公的研究費等に係る業務を実施する場合に適用する。
- (2) 不正防止計画は、財団において公的研究費等に係る業務に従事する職員及び当該業務の契約・経理等に従事する職員に対して適用する。

3. 責任体制

不正防止計画における責任体制は、「公的研究費等の取扱について」（07 企画・経理部 通ちょう第 1 号）第 2 条に定めるところによる。



4. 不正防止活動

公的研究費等の不正行為を防止するため、公的研究費等に係る業務を行う各部・所等のコンプライアンス責任者は、以下の活動を行う。

4. 1 周知及び教育

財団におけるルールに則った業務遂行を行い、不正行為を忌避する意識付けを行うために以下のことを行う。

- (1) 公的研究費等に係る業務を実施する職員等に対し、公的研究費等に係る、基本方針

及び行動規範、関係規程類、マニュアル及び不正防止計画を周知する。

- (2) 公的研究費等の使用ルール及び手続、具体的な不正行為など、理解を深めるための研修を実施し、教育の効果を測定する。
- (3) 不正行為の告発等について、制度及び窓口を財団内外に周知する。

4. 2 予算執行管理

公的研究費等の運営管理にあたり、財団の規程等にもとづき、適正な執行を行うほか、以下の事項を実施する。

- (1) 業務実施計画書等と予算執行の実態に乖離がないかを確認するとともに、進捗状況について、原価管理システムにより適宜把握・管理する。
- (2) 契約が特定の取引先に偏っていないか等予算執行状況を確認し、問題がある場合は改善策を講じる。
- (3) 出張に関しては、業務実施計画書において用務の目的、金額等の妥当性を確認し、出張後は、出張報告書による確認を行う。

5. モニタリング等

- (1) 公的研究費等の適正管理に係る実態の把握及び検証を行うため、コンプライアンス責任者は、研修、予算執行状況のモニタリング結果とその対応について、統括責任者に報告する。
- (2) 監査室は、内部監査手順を定め、それに基づき定期的に監査を実施し、監査結果を統括責任者及び監事に報告する。
- (3) 前2項の報告に基づき、不正発生リスクの洗い出し及びリスク低減策を検討し、不正防止計画を改善するとともに、実効的なコンプライアンス教育を行う。

関連規程

「公的研究費等の取扱について」(07 企画・経理部通ちょう第 1 号)

「役職員等による適正な業務執行について」(07 規程第 6 号)